

令和 3 年度 第 3 回評議会

令和 4 年度 徳島支部 事業計画

令和 4 年度事業計画構成

	徳島支部 令和 4 年度事業計画 具体的施策等	本部 令和 4 年度事業計画
1. 基盤的保険者機能関係	○ 健全な財政運営	① 健全な財政運営
	○ サービス水準の向上	② サービス水準の向上
	○ 限度額適用認定証の利用促進	③ 限度額適用認定証の利用促進
	○ 現金給付の適正化の推進	④ 現金給付の適正化の推進
	○ 効果的なレセプト内容点検の推進	⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進
	○ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化	⑥ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化
	○ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	⑦ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進
	○ 被扶養者資格の再確認の徹底	⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底
	○ オンライン資格確認の円滑な実施	⑨ オンライン資格確認の円滑な実施
	○ 業務改革の推進	⑩ 業務改革の推進
2. 戦略的保険者機能関係	○ 第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施	① 第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
	i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
	ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上	ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上
	iii) 重症化予防対策の推進	iii) 重症化予防対策の推進
	iv) コラボヘルスの推進	iv) コラボヘルスの推進
	○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進
	○ ジェネリック医薬品の使用促進	③ ジェネリック医薬品の使用促進
	○ インセンティブ制度の着実な実施	④ インセンティブ制度の着実な実施
	○ 支部で実施した好事例の全国展開	⑤ 支部で実施した好事例の全国展開

	○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信
	i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信	i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信
	ii) 医療提供体制に係る意見発信	ii) 医療提供体制に係る意見発信
	iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信	iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信
	iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ	iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ
	○ 調査研究の推進	⑦ 調査研究の推進
	i) 医療費等分析	i) 本部・支部による医療費等分析
	ii) 外部有識者を活用した調査研究等の実施	ii) 外部有識者を活用した調査研究等の実施
	iii) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信	iii) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信
	3. 組織・運営 体制関係	I) 人事・組織に関する取組
① 組織体制の検討		① 組織体制の検討
② 人事評価制度の適正な運用		② 人事評価制度の適正な運用
③ OJT を中心とした人材育成		③ OJT を中心とした人材育成
④ 本部機能及び本部支部間の連携の強化		④ 本部機能及び本部支部間の連携の強化
⑤ 支部業績評価の実施		⑤ 支部業績評価の実施
II) 内部統制に関する取組		II) 内部統制に関する取組
○ 内部統制の強化		① 内部統制の強化
○ リスク管理		② リスク管理
○ コンプライアンスの徹底		③ コンプライアンスの徹底
III) その他の取組		III) その他の取組
① 費用対効果を踏まえたコスト削減等		① 費用対効果を踏まえたコスト削減等
② 協会システムの安定運用		② 協会システムの安定運用
③ 制度改正等にかかる適切なシステム対応		③ 制度改正等にかかる適切なシステム対応
本部連絡により対応		④ 中長期を見据えたシステム構想の実現

令和 4 年度事業計画 (徳島支部)

分野	徳島支部 令和 4 年度事業計画 具体的施策等	本部 令和 4 年度事業計画
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○健全な財政運営</p> <p>【3 年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会決算を広報紙等により発信し、評議会では 5 年収支見通しと併せ安定的な保険財政の視点での保険料率議論を進めた。 ・ 評議員への丁寧な説明を行い、議論のしやすい評議会運営を行った。 <p>【4 年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>本部と同様</p>	<p>② 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入</p>

		<p>者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>
	<p>○ サービス水準の向上 【3 年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守している。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を窓口・電話等で促進している。 お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、迅速に対応している。 <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況 100%（11 月末） ②現金給付等の申請に係る郵送化率 90.1%（11 月末）</p> <p>【4 年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。 お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 	<p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。<u>併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。</u> お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。
	<p>■ KPI ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.5%以上とする</p>	<p>■ KPI ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.5%以上とする</p>
	<p>○ 限度額適用認定証の利用促進 【3 年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員 	<p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p>

	<p>へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口 申請書を配置するなどにより利用促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 <p>【4年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。
	<p>○ 現金給付の適正化の推進</p> <p>【3年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高めるため、スキルアップを図っている。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進している。 ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化 P T にて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行うこととしている。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行っている。 ・柔軟審査委員会にて、長期・頻回施術の審査基準を設けて適正化を図った。 <p>【4年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化 P T を効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。 	<p>④ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。 ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化 P T を効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。

	<p>○効果的なレセプト内容点検の推進</p> <p>【3 年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他支部の自動点検結果データを分析し、点検効果が高いと思われる事例を抽出。自動点検マスタメンテナンス会議で登録の要否を検討した。 ・ 1 件当たりの査定額向上のため、経験の浅い点検員に対して、入院レセプトについての勉強会を実施した。 ・ 点検員のスキルアップのため以下の研修会に参加した。 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪支部主催医科研修会（8/5） ・四国合同医科研修会（10/21～22） ・四国合同歯科研修会（12/8） <p>◆11 月時点 KPI</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払基金と合算した査定率 0.260%（前年同月 0.296%） ・ 再審査 1 件当たり査定額 5,160 円（前年同月 6,126 円） <p>【4 年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト 1 件当たり査定額の向上に取り組む。 ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、今後のレセプト点検体制のあり方について検討する。 <p>・ 四国ブロック各支部との連携を強化し、研修の相互実施等により情報共有化を図る。</p> <p>・ 多受診者等への対応として、加入者の健康維持及び医療費適正化のため、1 か月のレセプト件数が 20 件以上の者に対して、適正受診に向けた指導等を継続して実施する。</p>	<p>⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、<u>効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト 1 件当たり査定額の向上に取り組む。</u> ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく<u>支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システムの導入効果等</u>を踏まえ、今後のレセプト点検<u>体制</u>の<u>あり方</u>について検討する。
--	---	--

	<p>・診療報酬支払基金と協同で医療事務担当者向けの YouTube 動画を作成し、情報発信を行う（傷病手当金意見書の注意点、業務上や労災の対応、適切な診療報酬請求など）。</p>	
	<p>本部と同様</p>	<p>【困難度：高】 社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた ※. そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。 ※電子レセプトの普及率は 98.8%（2020 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p>
	<p>■ KPI ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ②協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする。</p>	<p>■ KPI ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ②協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする。</p>
	<p>○ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化 【3 年度概況】 ・多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図っている。 ・審査手順の標準化を推進している。 ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施</p>	<p>⑥ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化</p>

	<p>するとともに、不正疑い事案について、四国厚生支局徳島事務所へ情報提供を行う。不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図っている。</p> <p>■ KPI : 柔整療養費の申請に占める、3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合 0.58% (10 月末)</p> <p>【4 年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。 ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認を確実に実施する。 ・四国厚生支局徳島事務所へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</u> ・ <u>あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。</u> ・ <u>厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</u>
	<p>■ KPI</p> <p>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p>	<p>■ KPI</p> <p>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p>
	<p>○ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <p>【3 年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険証の催告のタイミングを早め、早期回収に努めた。 ・ 本部提供の「保険証未回収事業所データ」を活用し、未回収者の多い 43 事業所に対して、通知や電話による勧奨を行った。 ・ 国民健康保険だけでなく、健康保険組合、後期高齢者医療、福祉事務所 	<p>⑦ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p>

	<p>(生活保護) に対しても、積極的に返納金の振替調整を行った。</p> <p>◆ 11 月時点 KPI</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構回収分も含めた保険証回収率 92.18% (前年同月 96.33%) ・ 資格喪失後受診を発生理由とする返納金回収率 39.69% (前年同月 35.27%) <p>【4 年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 ・ 資格喪失後受診についての注意喚起と、マイナンバーカードの保険証利用を促すポスターを作成し、県内医療機関に配布する。 ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、<u>早期に</u>保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付<u>及び保険証の早期返納</u>の徹底を周知する。 ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
<p>本部と同様</p>		<p>【困難度：高】</p> <p>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出</p>

		<p>が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。また、令和 3 年 10 月から、これまで保険者間調整※1 により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス※2 の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p>
	<p>■ KPI</p> <p>①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p>	<p>■ KPI</p> <p>① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p>
	<p>○ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>【3 年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用し同居・別居の確認を実施。状況リストに印字し被扶養者資格再確認を行っている。（本部） ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■ KPI：被扶養者資格の提出率 集計中</p>	<p>⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底</p>

	<p>【4年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
	<p>■ KPI</p> <p>被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%以上とする</p>	<p>■ KPI</p> <p>被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>93.4%</u>以上とする</p>
	<p>○ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>【3年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、システムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 <p>【4年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 ・また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年 9 月 3 日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。 	<p>⑨ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 ・ また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年 9 月 3 日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。
	<p>本部と同様</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p>
		<p>■ KPI</p> <p>加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする</p>

	<p>○ 業務改革の推進</p> <p>【3年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進している。 ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進している。 <p>【4年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 	<p>⑩ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
	<p>本部と同様</p>	<p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>

<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>○ 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p>	<p>① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p>
	<p>ⅰ）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>【3年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 31,309件【40～74歳】：R3.10現在（令和元年比95.5%） ・事業者健診 5,977件：R3.10現在（令和元年比95.5%） ・特定健診（被扶養者） 2,415件：R3.10現在（令和元年比85.9%） <p>◆事業者健診データ取得の外部委託実施、夏季集団健診の実施等取り組みを進めているが、コロナ第5派の影響を受け、コロナ禍前の令和元年度と比較して実施件数が伸びていない状況となっている。</p> <p>今後、年度末に向けて見込まれるコロナ禍一時収束にかかる受診件数の上昇と冬季集団健診の受診勧奨等を実施し、受診率アップを図る。</p> <p>【4年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。 ・事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。 	<p>ⅰ）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。 ・事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。

	<p>本部と同様</p>	<p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p>
	<p><input type="checkbox"/> 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：106,583 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率 55.6% （実施見込者数：59,260 人） ・ 事業者健診データ 取得率 18.7% （取得見込者数：19,931 人） <p><input type="checkbox"/> 被扶養者（実施対象者数：27,745 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 36.7% （実施見込者数：10,182 人） <p>被保険者 （生活習慣病予防健診）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所規模・受診履歴等により対象者を選定することにより受診行動につながりやすい勧奨を行う。 ・ 健診実施機関ごと目標値を定め、健診機関による受診勧奨を進める。 ・ 事業所所在地別の健診可能数に基づき、計画的に健診委託先を拡大する。 ・ 事業所カルテ等を活用し、訪問等により健康経営の推進と併せ利用拡大を図る。 	

	<p>・集団健診を実施し、健診実施機関が少ない地域の健診機会を増やす。</p> <p>(事業者健診)</p> <p>・徳島労働局及び徳島県との3者連名での健診結果提供に関する行政通知を最大限に活用し、電話及び訪問により提供依頼を行う。</p> <p>・各事業所の健診実施月に合わせ、事業所または事業者健診実施機関に健診結果提供依頼を行う。</p> <p>・外部委託による提供依頼を行う。</p> <p>被扶養者</p> <p>・市町村が行うがん検診と同時に受診できる健診機会を確保し、年度当初の受診券送付時に案内・未申込者へは再勧奨を行い、「忘れ」を防止する。</p> <p>・自己負担なく受診可能な健診機関において、無料オプション検査も併せて利用できる期間を設け、案内・実施する。</p>	
	<p>■ KPI</p> <p>① 生活習慣病予防健診実施率を 55.6%以上とする</p> <p>② 事業者健診データ取得率を 18.7%以上とする</p> <p>③ 被扶養者の特定健診実施率を 36.7%以上とする</p>	<p>■ KPI</p> <p>① 生活習慣病予防健診受診率を <u>61.2%</u>以上とする</p> <p>② 事業者健診データ取得率を <u>9.1%</u>以上とする</p> <p>③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>33.2%</u>以上とする</p>
	<p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <p>【3年度概況】</p> <p>・初回面談</p> <p>協会 2,496人 : R3.10 現在 (令和元年比 96.3%)</p> <p>外部委託 591人 : R3.10 現在 (令和元年比 111.7%)</p> <p>合計件数 3,087人 : R3.10 現在 (令和元年比 98.9%)</p> <p>・評価件数</p> <p>協会 1,866人 : R3.10 現在 (令和元年比 111.8%)</p> <p>外部委託 495人 : R3.10 現在 (令和元年比 173.6%)</p> <p>合計件数 2,361人 : R3.10 現在 (令和元年比 120.9%)</p>	<p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p>

	<p>◆コロナ禍による遠隔面談（WEB）、土日・夜間に実施可能な外部委託業者の活用を実施し、評価件数においてはコロナ禍前の令和元年度を上回る推移となっている。</p> <p>今後、指導委託機関の拡大や外部委託結果の効果検証を行い、より効率・効果的な実施方法の検討を実施する。</p> <p>【4年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。 ・ 平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。 ・ 特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標を用いた試行的な運用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。 ・ 平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。 ・ 特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標を用いた試行的な運用を行う。 ・ また、事業主や加入者のニーズに寄り添った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定（保健師キャリア育成課程）を実施するとともに、保健事業の効果的・効率的な実施体制の構築に取り組む。
<p>本部と同様</p>		<p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p>

	<p>本部と同様</p>	<p>【困難度：高】</p> <p>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。</p> <p>なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p>
	<p><input type="checkbox"/> 被保険者（特定保健指導対象者数：15,442 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 35.5% (実施見込者数：5,486 人) <p><input type="checkbox"/> 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,018 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 15.7% (実施見込者数：160 人) <p>○ 主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所や対象者の希望に応じた訪問日程や訪問場所を調整し、受け入れ可能な環境を整備する。 ・特定保健指導対象者の終了率を高め、成果を出すため、契約保健師等の人材育成に取り組み、スキルアップを図る。 ・遠隔面談による特定保健指導の実施体制をより充実させ、機会の拡大を図る。 ・県内で集団健診を実施する際、健診機関が当日に特定保健指導を実施できるよう調整する。 ・専門業者への特定保健指導外部委託拡大と進捗管理の強化を実施する。 	
	<p>■ KPI</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の特定保健指導の実施率を 35.5%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 15.7%以上とする 	<p>■ KPI</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の特定保健指導の実施率を <u>30.1%</u>以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>9.0%</u>以上とする

	<p>糖尿病認定・専門医を案内する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診委託機関に、要治療者に対する文書もしくは電話による受診勧奨を外部委託する。 <p>被扶養者 ・文書による受診勧奨を支部独自に行う。</p> <p>○主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 腎機能低下者（糖尿病性腎症が疑われる者も含める）に「健康情報パンフレット」を送付し、受診勧奨を実施する。 <p>【対象者】eGFR45 未満、尿蛋白 2 + 以上、尿蛋白 (+) 且つ尿潜血 (+) 以上の者</p> <ul style="list-style-type: none"> 徳島県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに従い、糖尿病性腎症者（第 3～4 期）へのかかりつけ医への受診勧奨及び面談指導（特定保健指導で事業所訪問時に併せて）を実施。 糖尿病性腎症の病名があり治療中断した者に文書勧奨。 	
	<p>■ KPI</p> <p>受診勧奨後、3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4%以上とする</p>	<p>■ KPI</p> <p>受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.4%</u>以上とする</p>
	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <p>【3 年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康宣言について、基本モデルを取り込んだ事業を行えるよう、宣言項目等を見直し、新エントリーシートでの宣言勧奨をスタートした。 宣言項目等の見直し前に宣言を行った一部事業所に対し、宣言項目の見直し依頼を開始した。 支部体制で、80 事業所に対して訪問勧奨を行った。 令和 3 年度目標 450 事業所に対して、現在 439 事業所とほぼ目標通りに推移している。 	<p>iv) コラボヘルスの推進</p>

	<p>【4 年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言について、宣言項目等の見直し前に宣言を行った事業所に引き続き宣言項目の見直し依頼を行い、全宣言事業所の新宣言項目への移行を促進する。 ・健康宣言事業所数の拡大とともに、宣言後のフォローアップ事業を検討、多角的に実施する。 ・健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。 ・保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。 ・健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。 ・保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。
	<p>本部と同様</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p>
	<p>■ KPI</p> <p>健康宣言事業所数を 560 事業所以上とする</p>	<p>■ KPI</p> <p>健康宣言事業所数を <u>64,000 事業所</u> 以上とする</p>
	<p>○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>【3 年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部において、「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」とともに、「④健康づくり」を主な広報テーマとし、主に事業主をターゲットとした全支部共通のパンフレットを作成するとともに、加入者を含めより幅広く情報発信するため、youtube 等の動画を活用した広報を行う。支部においては、本部で作成した動画等も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。 	<p>② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進< I、II、III ></p>

	<p>・健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため youtube での研修や広報誌等を通じた情報提供を実施している。</p> <p>【4 年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、本部において作成した広報資材も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。 ・作成した広報資材を活用した広報の実施結果等を踏まえ、広報資材の改善、拡充を検討する。 ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会（WEB）や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>加入者・事業主等に幅広く情報発信するため</u>、本部において、「①協会の概要・財政状況」、「②申請手続き」、「③医療費適正化への取組」及び「④健康づくり」を主な広報テーマとした全支部共通の<u>広報資材</u>を作成し、広報を行う。 ・ <u>支部においては</u>、本部で作成した<u>広報資材</u>も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。 ・ <u>作成した広報資材を活用した広報の実施結果等を踏まえ、広報資材の改善、拡充を検討する。</u> ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。
	<p>■ KPI</p> <p>全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 57.5%以上とする</p>	<p>■ KPI</p> <p>全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>48%</u>以上とする</p>
	<p>○ ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>【3 年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療機関・薬局向け見える化ツール」を活用し、医療機関及び薬局に対する使用促進勧奨を行った。 ・とくしま病院ガイドの裏表紙への広告掲載や路線バスの車両後部への広告掲出、県庁前の大型 LED ビジョンへの広告掲出を行った。 ・医薬品卸業者を訪問し、供給体制が整った後に薬局に対する使用促進勧奨依頼を行った。 ・現在、73.9%と目標未達成。 	<p>③ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉</p>

	<p>【4 年度事業】</p> <p><課題分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、支部間差異に分析により、対策の優先順位を付けて取り組む。 <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、ジェネリック医薬品の供給状況に応じて個別の医療機関・薬局に対する働きかけを行う。 <p><加入者へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催など、加入者向けの広報に積極的に取り組む。 ・ 県や薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。 	<p><課題分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。 <p><加入者へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。 ・ 本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。 <p><その他の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部において、重点的に取り組むべき支部を特定し、特にそれらの支部において上記の各種取組を効果的に実施できるようバックアップする。 ・ ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることを確認しつつ、使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。
	<p>本部と同様</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80% 以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p>

	<p>■ KPI</p> <p>ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で 77.5%以上とする（※） 医科、DPC、歯科、調剤</p>	<p>■ KPI</p> <p><u>全支部で</u>ジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が 80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。※ 医科、DPC、歯科、調剤</p>
	<p>○ インセンティブ制度の着実な実施</p> <p>【3 年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入告知書同封チラシなど各種広報物にインセンティブ制度に関する記事を掲載し、加入者及び事業主に対する周知広報を行った。 ・評議会において、令和 2 年度の実績評価、令和 4 年度以降の見直しについて、丁寧な説明に努め、活発な議論へ結び付けた。 <p>【4 年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和 4 年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただき、行動変容につながる周知広報を積極的に行う。 	<p>④ インセンティブ制度の<u>着実な実施</u>〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和 3 年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和 4 年度から着実に実施するとともに</u>、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、<u>引き続き</u>周知広報を行う。
	<p>本部と同様</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂 2015』や『未来投資戦略 2017』において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p>
	<p>○ 支部で実施した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>【3 年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<p>⑥ 支部で実施した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p>

	<p>【4 年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他支部が取り組んだパイロット事業など支部独自事業について、徳島支部でも効果があると思われる好事例や全国展開となった事業については確実に取り組み活用していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和 3 年度に見直しを行った新たなパイロット事業の枠組みの下で、次期保険者機能強化アクションプランにおける支部の特性等を踏まえた保健事業の充実・強化等に向け、令和 5 年度に実施する事業の選定、計画策定等を行う。</u> ・ <u>また、この保健事業の充実・強化等を見据え、支部保険者機能強化予算を活用し、喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進する。</u> ・ <u>パイロット事業の効果検証の結果、エビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。</u>
	<p>○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p>	<p>⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 〈Ⅱ、Ⅲ〉</p>
	<p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <p>【3 年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県医療費適正化計画の中間見直し案について、保険者の立場での意見発信を行った <p>【4 年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和 6 年度からスタートする次期計画の策定に向けて、意見発信を行う。 	<p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、<u>両計画の着実な実施及び令和 6 年度からスタートする次期計画の策定に向けて、意見発信を行う。</u>
	<p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <p>【3 年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県内における地域医療構想調整会議は未開催 <p>【4 年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議 	<p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会

	<p>や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</p>	<p>議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</p>
	<p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 【3年度概況】 ・なし</p> <p>【4年度事業】 ・加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。</p>	<p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <p>・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。</p> <p>・ また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対して、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。</p>
	<p>iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ 【3年度概況】 ・なし（コロナ禍で受診控えの傾向にあったため）</p> <p>【4年度事業】 ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</p>	<p>iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <p>・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</p>
	<p>本部と同様</p>	<p>【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p>

	<p>■ KPI 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>	<p>■ KPI 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する</p>
	<p>○ 調査研究の推進</p>	<p>⑦ 調査研究の推進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p>
	<p>i) 医療費等分析 【3年度概況】 ・ 医療費の構成別・年齢階級・疾病分類別などの分析を実施中。</p> <p>【4年度事業】 ・ 協会が保有するデータを整備し、基礎情報等を活用して医療費等の地域差を中心に分析を行う。</p>	<p>i) 本部・支部による医療費等分析</p> <p>・ 医療費適正化等に向けて、本部においては<u>支部ごとの医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報を作成する。支部においては、基礎情報等を利用して医療費等の地域差を中心に分析を行う。</u></p> <p>・ <u>協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を利用して、保険者協議会、都道府県、市区町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施を検討する。</u></p> <p>・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差がどのような要因で生じているかについて、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。</p>
	<p>【4年度事業】 ・ 次年度以降の検討事項</p>	<p>ii) 外部有識者を活用した調査研究等の実施</p> <p>・ 団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025 年や、現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる 2040 年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守るとともに、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保健医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化の施策を検討することが必要である。このため、協会が所有しているレセプトデータ等を用いて、外部有識者を活用した調査研究等を実施する。</p>

	<p>iii) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信</p> <p>【3年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続した医療費分析を行うため、支部のデータベースを再構築した。 ・次年度以降の医療費分析の手法について検討を進めた。 <p>【4年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・得られた分析結果・仮説などを内外に発信し、協会の存在感をアピール、関係機関との連携の推進につなげていく。 ・医療費分析による仮説について、学識者に意見・助言を聴くなど、分析の深堀と、加入者の行動変容につながる事業展開へとつなげる。 	<p>iii) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部・支部における<u>医療費等の分析成果</u>や<u>そこから得られた知見に基づく事業等の取組、効果的な健康づくり事業等の成果</u>を発表するため、調査研究フォーラムを開催し、調査研究報告書を発行するとともに、<u>各種学会での発表を通して</u>、内外に広く情報発信する。 ・統計分析研修等により協会の調査研究の底上げを図るとともに、協会けんぽの加入者約 4,000 万人分のビッグデータを活用した調査研究を推進するための人材育成や体制のあり方について検討する。
--	---	--

3. 組織・運営 体制関係	(3) 組織・運営体制関係	(3) 組織・運営体制関係
	I) 人事・組織に関する取組	I) 人事・組織に関する取組
	① 組織体制の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・業務量・繁忙に応じた適切で柔軟な人員配置を行う ・次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえた人員配置のあり方について検討する。 	① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。</u> ・ 支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえた人員配置のあり方や標準人員の見直しについて検討する。
	本部連絡により対応	② 人事評価制度の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。
② OJT を中心とした人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ OJT を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで人材育成を進める。 ・ データ分析能力を高めるため、本部研修への参加等により統計分析に従事できる人材を育成する。 ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成を進める。 	③ OJT を中心とした人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ OJT を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。<u>また、広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、新たにスタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得や PC スキルの向上を目的とした研修を実施するとともに、新入職員育成プログラムとして 2 年目研修の実施を検討する。</u> ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引き続き検討を進める。 	

	<p>本部連絡により対応</p>	<p>④ 本部機能及び本部支部間の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた<u>取組を実施する。</u>
	<p>本部連絡により対応</p>	<p>⑤ 支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。
	<p>II) 内部統制に関する取組</p>	<p>II) 内部統制に関する取組</p>
	<p>○内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常業務、ヒヤリハットなどを通して、権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築する。 	<p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、<u>リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等</u>、内部統制の整備を着実に進める。
	<p>○リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 令和5年1月の新システム構築のスムーズな導入準備を進める。 	<p>② リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 令和5年1月の新システム構築にあたり、データセンターの構成、アプリケーション等に変更が生じることから、新システムに合わせて業務継続計画書（BCP）など各種マニュアルについて、必要な見直しを<u>行う。</u>
	<p>○コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ハラスメントに関する研修を継続実施し、相談等の外部相談窓口設置後は、その周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。 	<p>③ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 <u>ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、外部相談窓口を設置し、その周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。</u>

	Ⅲ) その他の取組	Ⅲ) その他の取組
	<p>○費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>【3年度概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に注力。応札者を増やすため、入札説明書および仕様書の送付先事業者を増やした。 (R3:5者 R2:1者) <p>【4-11月の一者応札率 R3:17% R2:20%】</p> <p>【4年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する 	<p>① 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、<u>複数者からの見積書の徴取</u>、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。
	<p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p>	<p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p>
	<p>本部連絡により対応</p>	<p>② 協会システムの安定運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の基盤的業務（保険証の発行、保険給付の支払い等）が停止することがないように、協会システムを安定稼働させる。 ・<u>日々のシステム運用・保守業務について、新旧システムの切り替え時においても</u>その品質を保ち、システムの安定的な運用を実現する。

	<p>本部連絡により対応</p>	<p>③ 制度改正等にかかる適切なシステム対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、<u>新旧システムの切り替え等にも配慮しながら</u>、システム対応を適切に実施する。
	<p>本部連絡により対応</p>	<p>④ 中長期を見据えたシステム構想の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期業務システムについては、令和 5 年 1 月のサービスインに向け、<u>システムの構築・テスト・リリースを、適切な工程管理のもと、スケジュールを遵守し確実に実施する。</u> ・ <u>次期業務システム稼働後の更なる効率化や機器更改等を見据えた構想に着手する。</u>